

# 岐阜県における森林・林業の現状及び課題等説明資料

## 1. 森林・林業の概況と今後の森林づくりの展開方針

### (1) 森林・林業の概要

- ・岐阜県は全国有数の森林県である。(森林面積全国第5位)
- ・昭和40年代から拡大造林により、人工林は成熟し、45年生がピーク。
- ・昭和50年代に節の少ない役物と呼ばれる「東濃桧」が銘柄化し、手間を掛けても高い材価を求める「優良材生産型」の林業を展開。
- ・平成時代に入り、急速な住宅の洋風化等により役物の評価が下がり、木材価格は下落し、素材材生産量も大幅に減少。

### 【主な指標】

区分	森林面積	人工林面積	ヒノキ人工林面積	素材生産量	森林技術者数	製材工場数
数量	866千ha	387千ha	210千ha	31万m <sup>3</sup>	1,282人	384工場
全国順位	5位	6位	2位	15位	11位	2位

### 【木材価格の推移】

(単位：円、%)

区分	丸太				製材品(未乾燥材)			
	スギ中丸太	対元年比	ヒノキ中丸太	対元年比	スギ正角	対元年比	ヒノキ正角	対元年比
平成元年	26,000	-	65,900	-	60,600	-	118,700	-
平成10年	18,900	27	43,200	34	47,500	22	75,600	36
平成19年	13,000	50	25,400	61	42,700	30	69,700	41
平成20年	11,800	54	23,400	64	42,100	31	68,700	42

注) 中丸太とは直径14cm以上22cm未満、長さ3.65m~4.0mの丸太。正角とは厚10.5cm、幅10.5cm、長さ3.0mの柱

### 【素材生産量の推移】

(千m<sup>3</sup>、%)

区分	合計		内訳					
	対元年比		ヒノキ	対元年比	スギ	対元年比	その他	対元年比
平成元年	-	907	293	-	142	-	472	-
10年	37	575	204	29	134	6	237	50
15年	62	344	158	46	116	18	70	85
19年	65	314	132	55	137	4	45	90

### (2) 森林づくりの展開方針

- ・平成18年、「県民協働による持続的な森林づくり」を基本理念とした、岐阜県森林づくり基本条例を制定。
- ・「植えて、育てて、伐って、利用する」循環型の生きた森林づくりのため、平成19年度より4つのリーディングプロジェクトを展開。
 

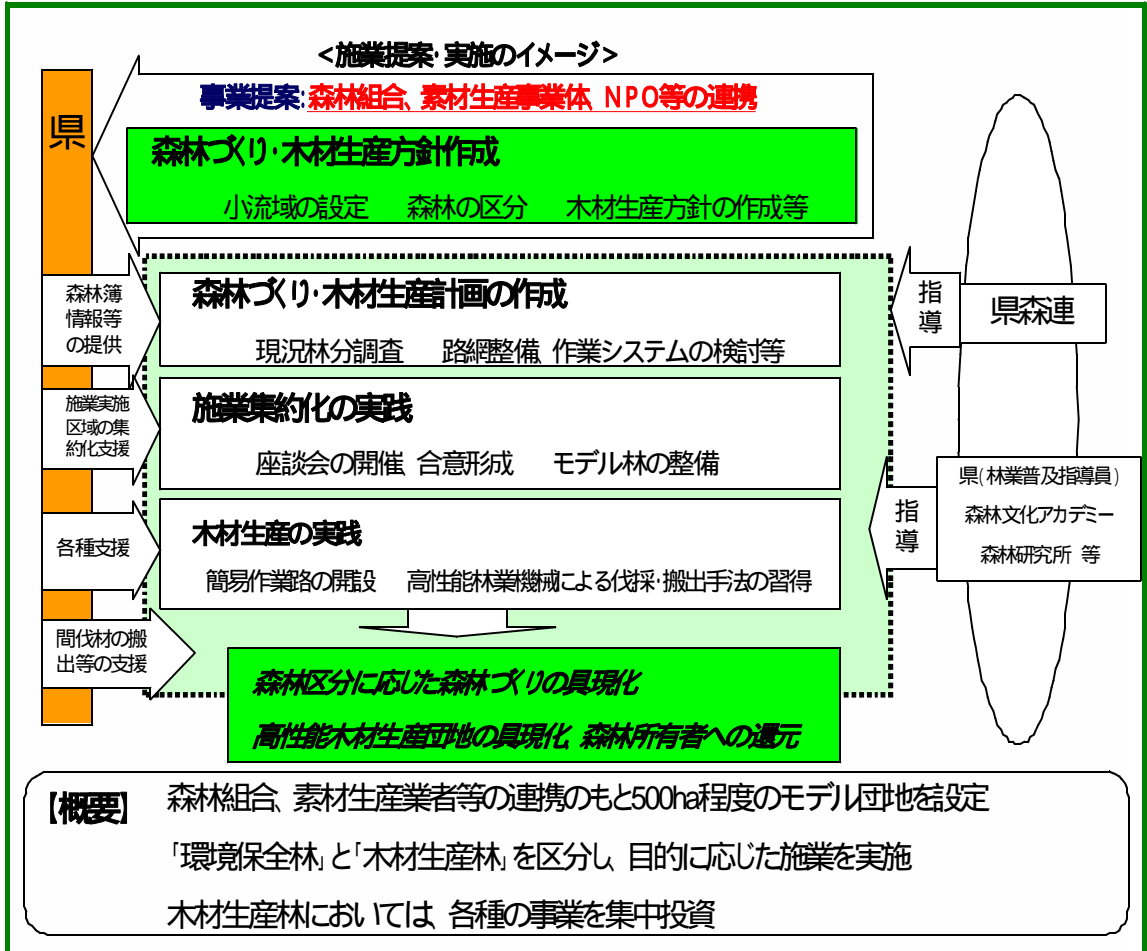
健全で豊かな森林づくりプロジェクト	県産材流通改革プロジェクト
ぎふの木で家づくりプロジェクト	県民協働による森林づくりプロジェクト

### 【基本条例の3つの方針】

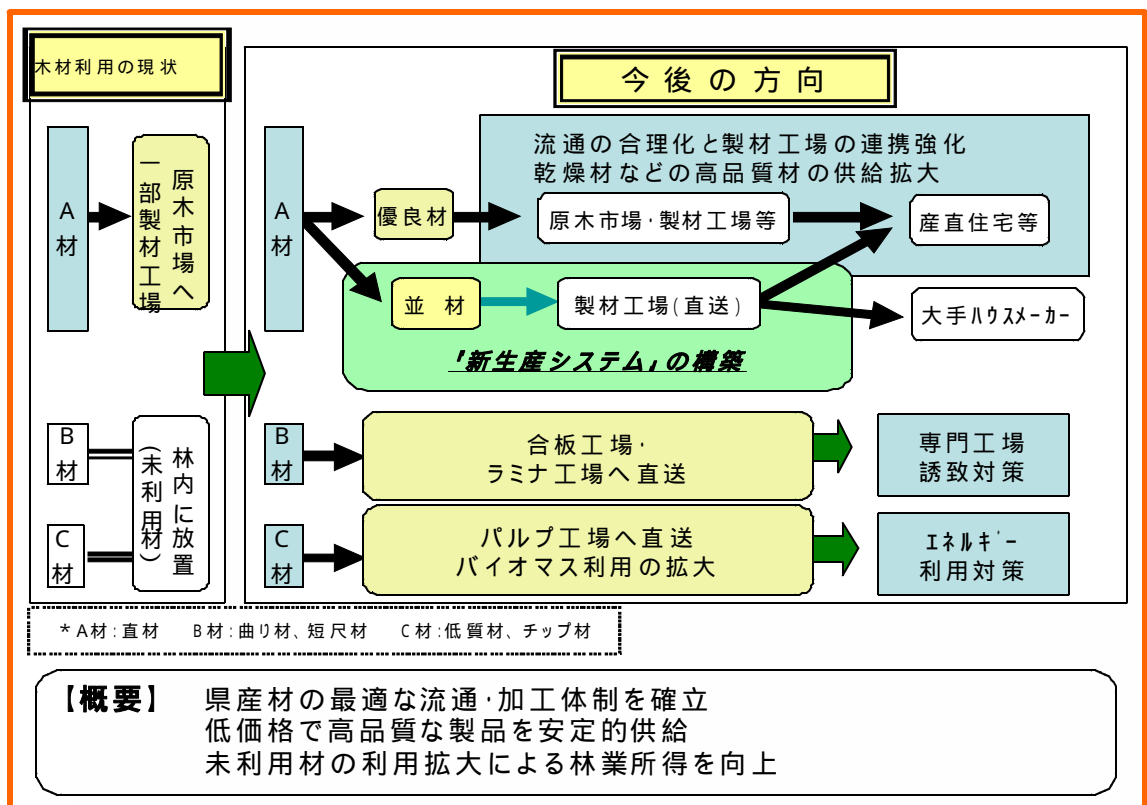
- 1 県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくりを推進する。
- 2 資源の循環利用を通じ活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興を図る。
- 3 社会全体を支える、人づくり及び仕組みづくりを推進する。

【主なプロジェクトの概要】

健全で豊かな森林づくりプロジェクト



県産材流通改革プロジェクト



## 2. 森林づくりの課題と対策案

### (1) 森林情報等について

- ・ 本県の森林所有者は約16万人。内約5万人は不在村所有者。また、5ha未満の小規模森林所有者が全体の約9割(85.47%)を占める。
- ・ 「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」による集約化を進めているが、森林組合等が所有境界の明確化を行う場合、個人情報保護の関係から行政からの情報入手が困難であり、作業に支障を来している。
- ・ 地積調査(国土交通省)の林地のカバー率は15%弱である。地籍調査は経費が高く、時間を要するため、県、市町村の負担の軽減や積極的な予算対応が必要である。また、林野庁の境界明確化事業等、関係省庁が連携して早急に対応していく必要がある。
- ・ 本県では、地積調査、林野庁の境界明確化事業、造林事業等により得られる情報を森林GISに一元的に蓄積し、事業の効率化を図るための体制づくりを早急に整備する。

#### 【所有規模別森林面積】

所有規模	1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～50ha	50ha以上
事業体数	90,764体	46,950体	11,599体	10,390体	1,417体
森林面積	14千ha	52千ha	41千ha	99千ha	99千ha

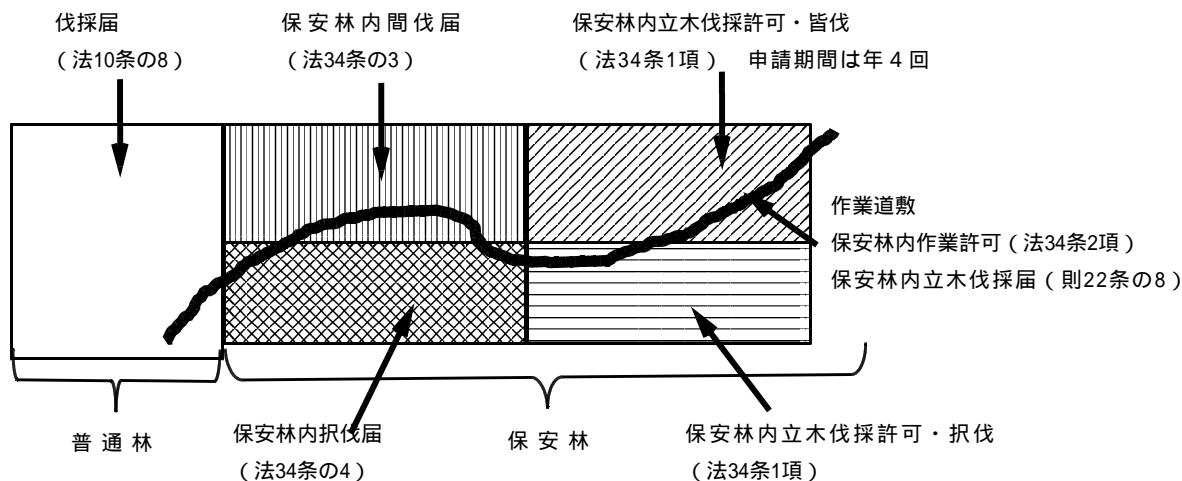
#### 【地積調査の進捗状況 - 平成21年度末見込み】

区分	DID・市街地	林地	農地	合計
面積	11,339ha	92,499ha	26,350ha	130,188ha
カバー率	18.6%	14.5%	30.4%	16.5%

### (2) 森林整備(集約化)に係る許可手続き等の緩和について

- ・ 実際の森林は保安林と普通林が混在しており、集約化による間伐や作業道開設の事務手続きが極めて煩雑である。  
間伐や作業道開設に伴う手続きは、最大7種類の申請又は届出が必要。
- ・ 適正な審査を経た「集約化による森林整備計画」に基づく施業は、許可等の手続きの一括申請を可とするなど、事務手続きの簡素化が必要である。
- ・ 保安林において皆伐をしようとする場合は、その許可申請の時期が年4回(森林法施行令第4条の2第3項)に限られていることから、今後期待される木材需要に柔軟に対応できないことが懸念される。従って、常時申請が可能な制度に改める必要がある。

#### 【森林を集約化して森林整備をおこなう場合の現行手続きのイメージ】



【保安林の伐採等に係る主な手続き】

	伐採種	手続き名称	根拠条項	対 象	手続き期間
保安林	主伐	保安林内立木伐採許可（皆伐）	法34条1項	標準伐期齢以上の保安林で皆伐を行う場合	限度公表から30日以内
		保安林内立木伐採許可（択伐）	法34条1項	標準伐期齢以上の保安林で択伐を行う場合	30日前を目安
		保安林内択伐届	法34条の2	標準伐期齢以上の保安林で択伐（人工林に限る）を行う場合	伐採開始の90～20日前まで
	間伐	保安林内間伐届 当県においては市町村に事務移譲済	法34条の3	間伐を行う場合 間伐の条件は ・伐採前の樹冠疎密度が0.8以上であること ・指定施業要件で定められた間伐率（例えば35%）以下の伐採であること ・伐採後、おおむね5年後に樹冠疎密度が0.8までに回復することが確実であること	伐採開始の90～20日前まで
	その他伐採	保安林内立木伐採届 保安林内緊急伐採届	則22条の8 法34条9項	森林施業に必要な設備設置に係る支障木 非常災害に際し緊急の用に供するために行った伐採	伐採開始の2週間前まで 伐採後30日以内
土地の形質の変更等	保安林内作業許可	法34条2項	土地の形質の変更（作業道等の設置）、立木の損傷等	30日前を目安に申請	
普通林	伐採又は造林	伐採及び造林の届	法10条の8	立木伐採全般 施業計画に係る伐採については不要	伐採開始の90～30日前まで
施業計画	伐採又は造林	森林施業計画に係る森林の伐採等の届	法15条	森林施業計画の対象とする森林の立木の伐採又は造林	伐採後30日以内

【保安林における皆伐事務】

- ・保安林の皆伐の許可には、許可限度面積が保安林種ごと及び単位区域ごとに定められている。
- ・そのため、まずその年度の限度面積を公表し（年4回）、公表から30日間 許可申請を受け付け、限度面積の範囲内で許可する。（限度を超える申請があれば縮減する）。

（皆伐許可事務スケジュール）

回数	限度公表の日	許可申請受付	許可処分	伐採期間
第1回	2月1日	公表から30日以内	3月	4月～翌3月
第2回	6月1日	公表から30日以内	7月	7月～翌3月
第3回	9月1日	公表から30日以内	10月	10月～翌3月
第4回	12月1日	公表から30日以内	翌1月	翌1月～翌3月

仮に3月上旬に皆伐施業が計画された場合、許可されるのは最短でも7月上旬。

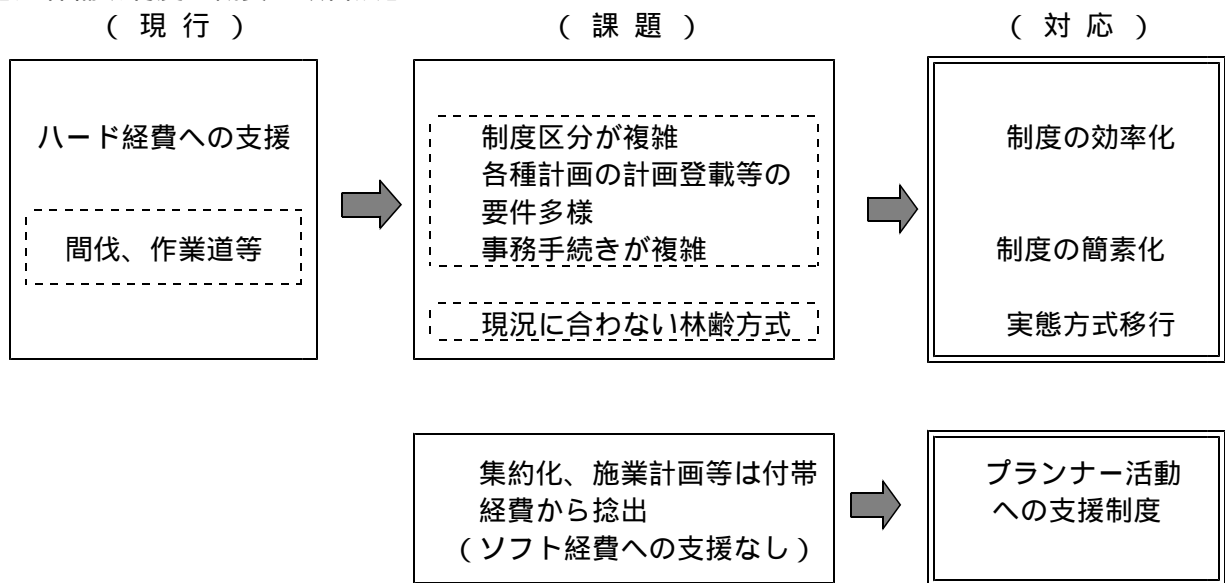
（皆伐の限度面積と許可面積の実績 - 岐阜県）

年 度	伐採限度面積合計	許可面積合計	割合
平成18年度	19946.97 ha	381.48 ha	2%
平成19年度	20212.55 ha	365.69 ha	2%
平成20年度	20537.47 ha	457.41 ha	2%

### (3) 林業の施業に対する公的補助のあり方について

- ・森林施業の集約化、施業の計画、事業のコーディネートなど、地域の森林を一元的に管理していくため、施業プランナー等の活動対価に対する支援制度を創設する必要がある。
- ・造林補助制度は一般森林所有者でも理解がてきよう、制度の簡略化、事務の簡素化が必要である。
- ・立地条件(傾斜、土地の肥沃土など)によって成長が異なるため、今後効率的な利用間伐を進めるためには、本数や太さなどの実態に合った補助方式に見直す必要がある。
- ・奥地の水源林や、未手入の人工林における機能回復のための弱度の間伐など、利用間伐に移行できないものもあるため、「切捨間伐」の予算も確保していく必要がある。

#### 【造林補助制度の概要と改善点】



#### 【間伐等への補助制度の概要】

- ・森林施業毎に補助対象となる林齢などの採択基準が異なっており、とりわけ間伐などの抜き伐りを行う施業では、林齢毎に対象事業が異なるなど複雑である。
- ・造林補助金の申請に当たっては、補助制度だけでなく、森林施業計画制度などの諸制度も理解している必要があるため、一般の森林所有者では理解できない。

齢 級	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
支援事業	育成単層林整備			団地間伐		機能増進保育			長期育成循環整備							
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が森林所有者と協定等を締結し、間伐団地に設定されていること。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画で森林機能が高い区分に位置づけられていること。</li> <li>・森林施業計画で、長伐期施業が明記されていること。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha以上の規模の森林であること。</li> <li>・森林所有者が市町村と長伐期施業の推進について協定等を締結していること。</li> </ul>							

(4) その他(森林・林業制度全般にかかる意見等)

ア.山村定住のための所得補償につながる制度の充実

- ・山林所得の向上には低コスト林業の推進を図る必要があるが、当面の課題となる相続税対策や、木材生産において低い収入でも採算ラインに乗せるために、資源の有効利用対策に取り組む必要がある。
- ・相続税の立木評価が実態と乖離しており、実勢価格への見直しが必要である。また、まとまった収入の得られる伐採までの間に、何代も相続が発生する場合があります、相続税の課税時期の見直しを検討すべきである。
- ・木質バイオマス施設により発電した電力について、太陽光発電同様の価格での買取を制度化する。また、こうした施設への安定供給体制の構築のため、林地残材の買取制度を創設する必要がある。

【立木評価の見直し】

現行制度の問題点

- ・立木の評価は、標準価額×(地味・立木密度・地利)×面積で算出される。
- ・標準価額は国税の定める算出方法によって毎年価額が決定されるが、標準伐期(例：岐阜県ヒノキ65年)を超えると実勢価格と著しい差が生じる。

【具体的事例 - ヒノキ】

単位:ha

林 齢	65年	80年	100年	120年	130年
標準価額	100	135	199	297	362
実勢価額(郡上市)	100	112	121	161	164

差が出た要因

- ・標準価額が、標準伐期を越え、標準伐期の2倍までの林齢については、その樹齢に応じる年2%の利率による複利終価の額を基とするのに対し、実勢価格が、木材価格の下落により径級による価格差がなくなったため。
- ・今後、標準伐期を超える森林を所有する森林所有者の相続が多くなることが予想され、林業収入に対して相続税が重い負担となる。
- ・長伐期になると、植えてからまとまった収入の得られる伐採までの間に、何代も相続が発生することも予測され、重い負担となっている。

改定案

- ・標準伐期齢を超えた林齢の算出方法の改定。
- ・林齢換算の算出方法ではなく、径級に応じた算出方法に改定。

【バイオマス発電の売電価格】

売電の実勢価格	~ H21.10	H21.11~	備考
太陽光発電	24円	24円	(参考)住宅用48円
風力発電	11円	11円	
<b>バイオマス</b>	<b>8円</b>	<b>8円</b>	
水力発電	8円	8円	

平均価格

【林地残材買取価格の補償】

- ・小規模分散的な我が国の森林所有形態では、森林所有者の副収入を定期的に得る施策が山村定住につながる。

制度の内容

- ・意欲的な自伐林家の継続的な森林整備や木材生産活動を支援するため、地球温暖化防止に寄与する木質バイオマス燃料の原料となる林地残材の買取制度の創設。
- ・将来的に、林地残材が安定的に供給されれば、木質燃料による二酸化炭素削減分をクレジット化(J-VER等)し、その取引で得た収入から森林所有者の林地残材を買い取